

新潟市東アジア文化都市青少年交流事業実施要綱

平成30年4月12日策定

(趣旨)

第1条 この要綱は、東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を将来に渡って促進するため、2015年に東アジア文化都市に選定された日中韓の3都市間で行う青少年交流事業（以下「本事業」という。）の実施及び参加について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校等 高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1～第3学年）及び専修学校（高等課程）
- (2) 高校生 事業実施時点において新潟市（以下「本市」という。）内の高校等に通学している生徒または新潟市内に在住し高校等に通学している生徒

(事業概要)

第3条 本市は、高校生を公募・選考し、一定の費用負担の下、次の各号に掲げる青少年交流事業に参加させるものとする。

- (1) 日本・新潟市開催 平成30年7月28日（土）～7月31日（火）予定
- (2) 韓国・清州市開催 平成30年8月1日（水）～8月4日（土）予定

2 本市は公募の結果、交流に必要な人員が確保できなかった場合、高校生以外の青少年を参加させることができるものとする。

(参加要件)

第4条 本事業に参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 文化を通じた国際理解・国際交流に関心を持ち、海外とりわけ東アジアの地域との相互理解と友好親善に寄与する意欲があること
- (2) 1週間前後の海外渡航を含む交流プログラムの参加に支障のない健康状態であること
- (3) 本事業の趣旨を理解し、適切に集団的行動を行い、事業の実施に支障を及ぼさないものであること
- (4) 学校長の推薦及び保護者の同意が得られるものであること
- (5) その他本市が必要と認める条件等に従うこと

(費用負担)

第5条 本市及び参加者は、本事業の参加に必要な経費のうち次に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 本市開催分 集合から解散までの移動費、宿泊費、食事代及び傷害保険料は本市負担とする。

- (2) 清州市開催分 国際航空運賃(往復)、空港税、燃油サーチャージ、出国時手続諸費用、本市内集合場所から出国する国際空港までの国内交通運賃(往復)、渡航先での移動費、宿泊費、食事代及び傷害保険料のうち、3万円を参加者負担とし、3万円を超える経費については、本市の負担とする。
- 2 前項の本市負担費用には、査証(ビザ)または旅券(パスポート)の取得手続に関する費用、事業実施期間中の小遣い及び自宅から市内集合及び解散場所から自宅までの交通費は含まない。

(公募)

第6条 本事業に参加しようとする者は、別に定める要領により、申込書に必要な書類を添えて本市に提出するものとする。

(選考)

- 第7条 本市は、参加希望者について参加への意欲や事業への理解、適正等について審査し、参加者を決定するものとする。
- 2 本市は、選考にあたっては、必要に応じて第三者の意見を聞くものとする。
- 3 本市は、参加者に対し必要と認めるときは、事業の目的を達するため必要限度内の条件を付することができる。
- 4 本市は、第1項の定めにより参加の可否を決定したとき及び前項の定めにより条件を付する場合は、決定事項及びその他必要な事項を申込者に書面で通知するものとする。